

## 文化財に響く笑い声 旧藪家住宅落語会開催

生涯学習課 文化振興係 ☎77-1861



▲旧藪家住宅

令和3～4年度に保存修理工事を終えた旧藪家住宅で、宝くじの助成金を活用し落語会を開催します。ご興味のある方はぜひお申し込みください。

■日時 11月3日(日・祝) 午後1時30分開場 午後2時開演  
 ■会場 旧藪家住宅 芝山町芝山414-1(芝山公園内)  
 ■出演者 桂 竹千代  
 ■入場料 無料  
 ■入場方法 事前申込制。電話、メール、faxにて氏名、住所、電話番号をご連絡ください。

Mail: bunka@town.shibayama.lg.jp

Fax: 77-1950

※席に空きがあれば事前申し込み無しで当日入場可能です。

■定員 30名

■旧藪家住宅とは

芝山公園内にある江戸時代の建物。県内上級農家建築の典型として、千葉県有形文化財に指定されています。

本公演は、宝くじの社会貢献広報事業として、宝くじの受託事業収入を財源として実施しているコミュニティ助成事業の助成を受けて実施します。



▲桂 竹千代

## 子育て支援センター 講座

### 要予約 はぐ〜んのハロウィンパーティー

10月28日(月)・29日(火) 午前10時～11時(各日10組)



今年のはぐ〜んのハロウィンテーマは…『モンスターを探せ!』ハンターになりきってモンスターを見つけましょう! お子さん・保護者の方も一緒に楽しめるハロウィン製作やフォトコーナーもあります♪みんなで楽しくハロウィンパーティーをしませんか。



### 要予約 ♪おやこ de ぽん♪

11月5日(火)・6日(水)

- ①午前 9時～10時30分
- ②午前10時30分～正午
- ③午後 1時～3時

お子さんの手形や足形を使って製作をします。11月のテーマ【秋】

### お誕生会

10月31日(木) 午前11時30分～正午

未就園のお子さんには、誕生月に誕生カードをお渡ししています。手形を取りますので事前にお越しいただくか、誕生会当日早めにお越しください。



▲子育て支援センターについて

【参加対象】 子育て支援センターを利用する親子  
 【開設時間】 (平日) 午前9時～午後4時 ※正午～午後1時はお休みします。  
 【開設場所】 子育て支援センター『はぐ〜ん』(保健センター隣)  
 【問合せ】 子育て支援センター ☎77-3930

別表1

事業種目	補助対象内容
農業用機械	は種機、定植機、防除機、施肥機、管理機(ただしトラクター本体は除く)、収穫機、果樹改植用機械、土づくり機械、土壌改良機械、田植機、コンバイン、乾燥機、粉すり機、精米機、選別機 など

別表2

事業種目	補助対象内容
農業用施設	育苗ハウス

1. 補助金の対象者・対象事業  
 対象者・芝山町在住の認定農業者および認定新規就農者(※)で次の要件を満たすもの  
 ※青年等就業計画認定者  
 ①購入した農業用機械等の耐用年数経過後も芝山町の認定農業者である者  
 ②米の生産調整を達成している者(水田の所有者のみ)  
 ③申請時点において町税の滞納がない者  
 ④地域計画に農業を担う農業者に位置付けられている者

2. 補助金額  
 ※2年連続での申請はできません。  
 補助対象事業にかかった経費の、10%または25万円のいずれか低い額

対象事業…30万円以上の農業用機械(別表1)および農業用施設(別表2)の購入(残存耐用年数が5年以上の中古機械も対象)。補助金交付決定前に契約・購入済の機械などは対象となりません。  
 ※類似する国補助事業又は県補助事業との二重申請はできません。

令和7年4月以降に農業用機械や育苗ハウスの購入、整備を予定している方は、10月25日(金)までに見積書を農政係へ提出してください。また、令和7年6月下旬～7月上旬に2回目の要望調査を実施する予定です。



## 令和7年度 芝山町 認定農業者等育成事業補助金

生涯学習課 農政係 ☎77-3917

## 定額減税補足給付金(調整給付)の支給について

生涯学習課 収税係 ☎77-3916

支給対象の方に7月下旬に「調整給付金支給確認書」を送付しています。

確認書の提出が済んでいない方は、必要事項を記入のうえ、添付書類と併せて返信用封筒で返送してください。

提出期限 10月31日(木)必着  
 ※提出期限を過ぎますと、給付金を支給することができませんのでご注意ください。

地域計画の法定化に伴い、令和7年4月以降または、地域計画が策定された地域は、原則として農地中間管理機構(以下、機構という)を経由した農地の借借方法となります。なお、従来の農地法第三条による農地の借借はできませんが、市町村が作成する農用地利用集積計画による農地の借借はできなくなります。  
 なお、地域計画が策定されていない地域でも農地中間管理事業を活用できます。地域計画の有無に関わらず、まずは農地のある市町村にご相談ください。機構が市町村と協力して農地の借借手続きを行います。また、賃料の徴収、

支払いは原則機構が行います。農地の借り受けを希望する場合もご相談ください。  
**一定の要件を満たすと地域に協力が支払われます。**  
 地域の農地の一定割合を機構に貸す場合は地域集積協力金、機構からの転貸などにより、農地の集約化に取り組む場合は、集約化奨励金が地域に対して交付されます。  
 農地の借借・協力金に関することは、農政係、制度に関することは、(公社)千葉県園芸協会農地部(電話043-223-3011)までお気軽にお問い合わせください。



## 農地を所有する方へ 農地の借借方法が変わります

生涯学習課 農政係 ☎77-3917